## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第２１７号**
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町２丁目18番３号　岡村ハイツ101号、開始決定時の住所埼玉県鳩ヶ谷市本町４丁目１番８号　日神パレステージ鳩ヶ谷104号
破産者　安藤　大成
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６６号**
さいたま市大宮区寿能町２丁目103番地　304号、旧住所さいたま市中央区本町東６丁目６番24―513号
破産者　大澤　　實
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６７号**
さいたま市大宮区寿能町２丁目103番地　304号、旧住所さいたま市中央区本町東６丁目６番24―513号
破産者　大澤　三枝
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１５号**
さいたま市北区吉野町２丁目188番地11　白樺荘101号
破産者　矢島　　実
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５７０号**
さいたま市南区文蔵５丁目22番12―102号
破産者　濵野二三男
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５９９号**
さいたま市南区太田窪3519番地５　フラットⅠ　202、旧住所さいたま市浦和区大東１丁目20番８号　ライフピア山田101
破産者　大澤　勝己
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２７６号**
長崎県長崎市立山３丁目６番５号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市木曽呂1347　老人保健施設みぬま
破産者　奥田　　實
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１００４号**
埼玉県富士見市関沢２丁目25番25―709号
破産者　鈴木　秀人
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第１００５号**
埼玉県富士見市関沢２丁目25番25―709号
破産者　鈴木　昭代
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１９６号**
埼玉県川越市的場１丁目27番地６　キャッスル的場Ａ号室小林方
破産者　斎藤チヱ子
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２４６２号**
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地７棟301号
破産者　臼井　良介
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３４９０号**
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄27番地　エアポートマンション408
破産者　渡邊　勝義
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７１０号**
金沢市間明町２丁目24番地４　グランドメゾン306号、開始決定時の住所名古屋市南区鶴田１丁目２番２号　Ｋビル201号
破産者　堀川　　剛
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第８３３号**
愛知県春日井市勝川町９丁目３番地10　ＮＫドミールⅡ101号
破産者　宮路　　健
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６５号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―413号、前住所兵庫県尼崎市昭和南通９丁目250番地パールヒル302号
破産者　松村　武彦
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１２７６号**
北九州市八幡西区泉ケ浦３丁目４番21号
破産者　青柳　清忠
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１４１号**
北九州市門司区寺内３丁目１番24号
破産者　千原　直美
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１４２号**
北九州市門司区寺内３丁目１番24号
破産者　千原　良和
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部